H19. 3. 30 18 川消予第 1106 号

第14 緊急離着陸場等の設置指導指針

- 1 用語の定義
- (1) 緊急用ヘリコプター: 火災等の災害時に建築物の屋上等で緊急に航空消防 活動を行い、救急救助活動等を任務とするヘリコプターをいう。
- (2)屋上ヘリポート: 航空法(昭和27年法律第231号。以下「航空法」という。)第38条に基づき、屋上を常時飛行場として使用することを目的として国土交通省航空局が設置許可した場所をいう。
- (3) 緊 急 離 着 陸 場: 航空法第81条の2(捜索、救助のための特例)の適用により、災害活動に際し、建築物の屋上に緊急用へリコプターが離着陸する場所をいう。
- (4) 緊急救助用スペース: 航空法第81条の2(捜索、救助のための特例)の適用により、災害活動に際し、建築物の屋上で緊急用へリコプターがホバリングし、救助活動を行う場所をいう。
- (5) 飛行場外離着陸場: 航空法第79条ただし書の規定により、飛行場以外の場所で、期間を定めて一時的に条件が付され許可を得た、地上又は屋上の離着陸する場所をいう。
- (6) 緊急離着陸場等: 緊急用ヘリコプターが航空消防活動を行う場所であって、(2)、(3)、(4)、(5)の総称をいう。
- (7) 防災関係公共施設: 災害時に拠点等となる公共機関の施設をいう。
- (8) 救 急 医 療 施 設 等: 救急救命センター、救急医療センター等で、3次救急又は3次救急に準ずる医療施設を有する施設及び地域防災計画に定める災害拠点病院をいう。
- (9) 進 入 表 面: 航空機の最終進入のために、障害物件のない空間が 必要で、このために設けられる勾配を有する仮想の表 面をいう。
- (10) 転 移 表 面: 航空機の最終進入のため、特に中心線から逸脱した 進入復航の際、障害物件のない空間が必要で、このた めに設けられる勾配を有する仮想の表面をいう。
- 2 適用の範囲

緊急離着陸場等は、次の防火対象物に設置指導するものとする。

(1) 防火対象物自体の防災性能向上に資するもの

	概は100mを超える防火対象物	概ね45mを超える防火対象物
屋上ヘリポート	Δ	Δ
緊急離着陸場	0	Δ
緊急救助用スペース	0	0

(2) 地域の防災性能向上に資するもの

	防災関係公共施設	3次救急医療施設等
屋上ヘリポート	Δ	Δ
緊急離着陸場	0	0

: 航空法第38条に基づき、国土交通大臣が設置を許可するもの。

: 航空法等の基準に基づいた、川崎市消防局の基準を適用するもの。

△ : 推奨するもの⊚ : 要望するもの

○ : ◎印の緊急離着陸場の設置が著しく困難である場合に要望するもの。

3 設置基準

(1) 屋上ヘリポート

航空法第38条に定めるところによる。

(2) 緊急離着陸場

別表-1のとおり

(3) 緊急救助用スペース

別表-2のとおり

4 届出等

緊急離着陸場等を設置するときは、あらかじめ緊急離着陸場等設置計画届出書 (第1号様式、以下「設置計画届出書」という。)により、消防局長あて届け出な ければならない。

(1)「事前協議」

建築確認申請の提出を行う以前において、消防局予防課担当窓口あて、設置についての「事前協議」を申し込まなければならない。

(2)「事前協議」の実施

「事前協議」は特別な場合を除き、消防局航空隊庁舎で行うものとする。その際、「議事録」を作成し、双方が保管するものとする。

(3) 届出時期等

建築確認済証の交付を受けたあと、速やかに「設置計画届出書」を消防局予防

課担当窓口あて提出するものとする。

(4) 届出必要図書等

設置計画届出書に、別表-3 に定める必要図書(図面)を添付し、正本×1 部、副本×2 部の3 部を提出する(正「消防局航空隊用」副「所轄消防署用・届出者控え」)。

(5) 届出後における必要図書の差し替え

設置計画届出書の提出後に、図面の修正・設計変更等を行った場合は、遅滞なく、「必要図書差し替え記録票」(第2号様式)により差し替えを実施するものとする。

5 完成検査

消防局航空隊は、当該緊急離着陸場等を管轄する消防署の消防完成検査の時に、 設置指導指針の基準に適合しているかどうか、また航空消防活動の支障とならな いか等について、航空隊完成検査を実施するものとする。

6 維持管理等

緊急離着陸場等の所有者又は管理者は、夜間照明設備の電球、ヒューズ等の予備品の備え、標識における塗装の劣化、又はその他の設備についての点検及び整備を実施し、航空消防活動の支障とならないよう維持しなければならない。また、設計者及び施工者は、当該緊急離着陸場の引渡に際し、点検及び整備に関する技術的な事項について、適切な助言を行わなければならない。

7 副本の所在

緊急離着陸場等の管理について責任を有するものは、竣工後、返却された副本、 またはその写しを所持しておくものとする。

8 緊急離着陸場等の廃止

取り壊し、建て替え等により緊急離着陸場等を廃止する場合は、「緊急離着陸場 等廃止届出書」(第3号様式)により消防局長あて届け出なければならない。

別表-1(緊急離着陸場)

		基	準	細目	図解
	大きさ	20m×20m することに 急医療施設等 屋上のスペーより困難な場 辺不時着場。 地状況等から 16m 以上と ができる。)。	だし、で、 一スは、で、 一スは、 となる 20m×	交差する進入径路とした場合は、離着陸帯は、 重なりあう二つとなり、 当該二つの離着陸帯を包括する四辺の大きさを確保すること(下段矢印も概ねその方向とすること。)。	- 認護番号 - 施設名称表示 - 離着陸帯
磨隹	標識	① ライン、記 は、ま は、ま は、ま に い い い い い い い い い い い い い い い い い い	レウレタンとルトナート 登場では、 大田	① 「H」の文字の大き さ等については、別図 -1 のとおりとするこ と。 ② 矢印は、進入方向及 び離陸方向を示す方向 とし、「H」の表確認で とし、「H」のお確認で きる向きとするこ (別図・3参照) ③ 認識番号の数字等の 幅等については、別図 -4 のとおりとするこ と。	施設名表示 (上下面側でも可) 20000
着				金 最大荷重標識については、別図-5のとおりとすること。⑤ 施設名称表示は①~④の標識の障害となら	
陸				ず、「H」の文字(4.0m ×3.0m)以下の文字の 大きさで日本語又はロ ーマ字で当該施設の名 称を任意に表示でき る。(救急医療、公共施 かけまニオススト)	- 認護番号
帯				設は表示すること。) ⑥ 待避場所表示は、その他の場所と明瞭に区別できるようこと(ゼブラピッチは任意)。 ⑦ ライン及び①~④はガラスビーズ仕上とし、イエロー(JIS B19-75X)とすること。 ⑤及び⑥についても同じ仕様とし、色は指定しない。	(上下面側でも可) 4143 20000 4143
				⑧ アクリルウレタン樹脂系塗料の塗装工程については、別図-10のとおりとすること。	*交差する進入径路とした場合は、二つの離着帯を包括する四辺を確保すること(図は135度の開きとした場合)。

		基準	細目	図解
	標識	③ 離着陸帯地の色は、アクリルウレタン樹脂系塗料の緑とすること(コンクリート、アルミ等、特に塗装面素材にあった塗料の緑とする場合はこの限りでない。)。	 地の色はグリーン (JISB49-40T) とすること。 アクリルウレ タン樹脂系塗料 の塗装工程については、別図-10 のとおりとすること。 	
	床面強度	最大荷重標識は、運 航最大機体重量を5 t と想定し、構造計算を 実施すること。 *救急医療施設等の 場合、震災時の広域消 防応援による救急搬 送に鑑みて、運航最大 機体重量6 t とすることを推奨する(シコルフス ヤ S76 系列・ベル式 412 系列機=約 5.5 t)。	① 所務と 5 所務と 2.25 前機 2 2.25 前機 2 2.25 前機 2 2.25 前り 2 2.25 東荷算する とにと 規 5 大と表 前 5 ま 2.25=11.25 の 5 t × 11.25 の 5 t × 2.25 で 3 2.25 で 3 2.25 は 5 2.25 に 4 場 重示 る は 5 2.25 は 5 2.25 に 5 2.25 に 7 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	* 核急医療施設等の場合で、6 t を運航最大機体重量とし定数を乗した値(13.5 t)に耐えうる着陸帯強度とし、その表示をした場合。 * 床面強度規定定数(衝撃係数)2.25 H2.2 (財)日本建築センター「ヘリコプター緊急離着陸場等の設置に関する指針・同解
着陸帯	構造	① オスケース は で で で で で で で で で で で で で で で で で で	① 構造のは、	説」に準拠。梁・スラブいずれについても、 2.25 衝撃係数を考慮した状態で各部材応力が 短期許容応力度以内であることを証明するこ と。
	 勾配	最大横断勾配は 1.0%以下とするこ と。	原則として、離着 陸帯中心線を勾配 頂上とし、転移表面 方向に下る水勾配 とすること。	

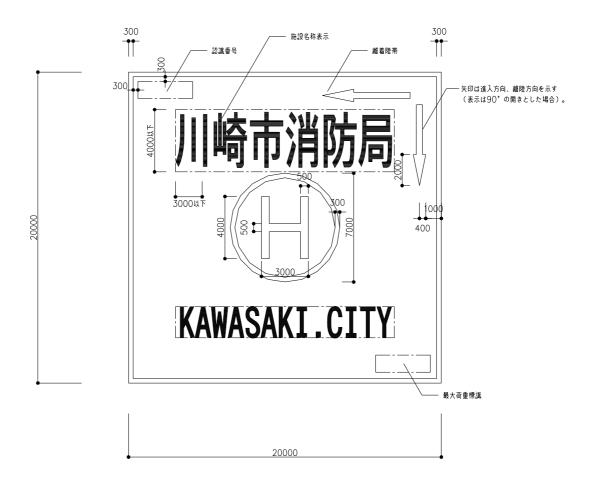
		基準	細	目	図解
進	進入表面	直線の2方向ること(ただし、 径路と出発径路 一方向に設定でい場合は、各経路 きを90度以上さけることが導力にき 注:境界誘導灯参	進入 の高層消が同 の状況 () 含む。) えの開 り きするこ しまる。	は対対を限決を可能を表した。	道入表面 進入表面
入表	長さ及び 幅	長さは 500m、 離着陸帯から 5 離れた地点で 2 とする。	00m らの長さ	e帯末端か を500mと	500m
面	勾配	1/8 以下として 面上に物件等が しないこと。ただ 前協議において、 屋上以外の周囲 況からやむを得 場合に限り 1/5 以 することができる	突出 しま を は事 を を を を を を を で を で を で を で を で を で を で を で を で を で で で を で で で を で で で で の に に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に に に に に に に に に に に に に	00m まで表 は (件等 する針、 の 計 で) と の 消 で) が で) が で が で と 。	道入表面 勾配1/8以下 勾配1/8以下 500m
	転移表面	進入表面に沿 360m までの長 する。			
転移	長さ及び 幅	長さは 45m、 離着陸帯と同じ とする。	幅は 長さ		・ 配料表面 (紹かけの部分) 面刺2方向にとる。 勾配 /)以下
表面	勾配	着陸帯から 10n で 1/2 以下、それ (35m)を 1/1 以下 て同表面上にか が突出しないこと だし航空法等の る基準を満たす はこの限りでない	以降 面上に物 配上に物 屋上に物 屋上に物 屋上に物 屋下 を で を を で を で を を で を を を を を を を を を	5m まで表表 は まで 表表 まで 当 と で 当 まで 当 まで 当 計 で 当 計 で か が で か が で か か か か か か か か か か か か か	20m 360m 500m
脱落	脱落防止施設	① 脱落防止施設 築基準法施行。 126 条に定める 1100mm 以上の 等。建基令の適用 けないものにつ も、脱落を防止で 右図の構造とな いること。	令第 る場合、 高高諸 物にた場 をでした場 を防止てを をなって をなって	構造と g 75kg の 落撃 C かって かって かって かって かって かって かって かって さること いること でいること でいること でいること でいる こと でいる でんしゅう はい かいがい はい	1500以上
防止施設		② 脱落防止施 幅は有効で 1500 以上とする。	mm る場合、 を取り囲 mの脱落	A構造とす 着陸帯周辺 む 1500m いける構造 と。	1500k±
等		③ 脱落防止施認 進入表面両側及 移表面両側から しない位置に設 ること。	び転 る場合、8 突出 上の部分 置す 床面強度	相構造とす 800mm 以 分には通常で うことがで	8800以上 頗着晚帯

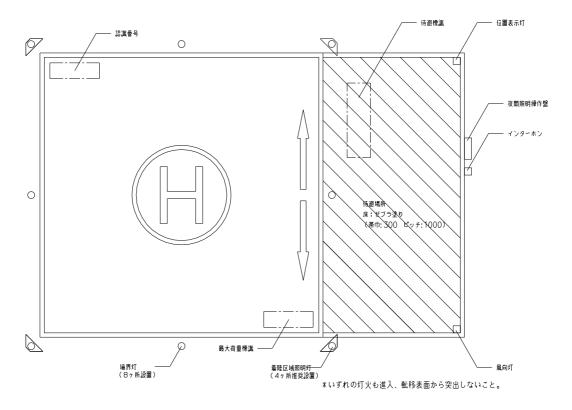
		基準	細目	図解
燃料流出防止施設	燃料流出防止施設	雨水排水口に機体 搭載燃料が流れ出さ ないよう、燃料流出防 止施設(溜め枡、側溝、 屋上部分を利用等に よるもの)を設置する こと。	 ① まれる ① はいりるの付めます。 ※は、1,000 りるの付めます。 ※はいりるの付めます。 ※はいいでこヶはとが下れる ※取るのがでは、1,000 りるの付めます。 ※取るの付きのできるのができるできるのできる。 ※取るの付きのできるのできるできるのできる。 ② 流付との対けになるによる ③ かけるのできるのできるのできる。 ③ からいのできるのできるのできる。 ③ からいのできるのできるのできる。 ③ からいのできるのできるのできる。 ④ に介いのできるのできるのできるのできる。 ④ に介いのできるのできるのできる。 ④ からいのできるのできるのできるのできる。 	②の方式とした場合は、退避場所付近及び溜め枡設置場所に取扱要領を表示した表示板を設置すること(着陸前の弁操作責任者を定めて取扱要領と併せて次の要領で表示すること。)。 ヘリコプターの離着陸時は溜め枡燃料流出防止弁を閉鎖すること。 取扱要領 例 防災セケー責任者は着陸の少なくとも30分前までに次の要領で弁を「閉」とし、離陸後は「開」に戻すこと、なお・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
待避	待避場所表 とそ・待避 標識	① 待避場所(面積 300 ㎡を標準)を確保し、退避場所表示 によりその他の部分と明瞭に区別するため、ゼブラゾーンとすること(ゼブラピッチは任意の間隔とする。)。	① 原則として待避場所は、離着陸帯には、なる。 待避場所をある。 待避場所を必要をできる。 令時間をできる。 一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、	(300 m²) - 15000
場所等		② 待避場所に待避 標識を掲出すること。(掲出場所は床 面、壁面のいずれか 又は両方とし、素材 は劣化に十分耐え 得るものとする。	 ① 待避標識の大き、1,250mm×350mmを標準とし、1,250mmを標準とし、それ以上とのによることが照り。 ② 行動では、11 参照によるのは、11 参照に対象には、2000のでは、200	
消火設備等	消火設備	① 消火器、水噴霧消 火設備等及び連結送 水管を設置すること。	① 消火器は、強化液 消火器 (8 %以上) 又は、粉末消火器 (10 型以上) のい ずれか2本以上を 設置すること。	所轄消防署等と屋上部分における消防用設備についての事前協議を実施し、設置指導された設備も含む。

		基	準	細	目		図	解
	消火設備				消火設備 なお末の を設置す			
消				水口(単口番目の	水管の放 コ可) を設 と。ただ			
火設				及び噴霧	く2本以上 切替ノズ りの放水			
備				用器具を	設けた場の水噴霧消に消令第			
等				32 条を適	は相令弟の間にて、いことが			
				④ ホース2本 有効長で 域を包括	着陸帯全			
	飛行場灯台	入表面及び 上に突出し	ない位置全 を上方できる にい)に合 に合 に合 に置するこ	(位置表) ウニング 180 型系、FL	の性能を	® 4	0	
夜	境界灯	上を避けた 縁から外側 に境界灯を 個以上設置	1.5m 以内 等間隔に8 きすること	場合であ	境界灯の っても離 境界線上 てはなら	7		
間照明設備・		(航空黄の)	不動光)。	による場 陸帯の境 1.5m 以内 面及び転	可で進入表 移表面に いよう設) () () ()	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1.5m ់់់់្រុក
非常用電源				は、Mod FLO 型系	el1601又	⊗ ⊿	0	
設備	着陸区域	進入表面		品とする。 ① 離着陸	帯中心で	Þ		A
	照明灯	表面に突出 置に着陸区 を設置 (四M	はしない位 域照明灯	10 ルクス以 であるこ	と。 と。	A	0	<i>y</i>
		に合わせて、 設置) する、 し一辺 25r 離着陸帯の 基以上の設 しい (航空で 動光)。	4 基以上 こと。ただ nを超える り場合は6 g置が望ま	は、ダウニン 700、IT Z 系等の するか、境 体型とす ダウニング 7 るか又は	意界灯と一	•] ————————————————————————————————————	(位置表示灯)
				あること。		* - -{d	型とした場合	合の配置

		基準	細目	図解
	風向灯 (風向指 示器)	離着陸帯付近であって、進入表面及び転移表面に突出しない位置に、風向灯(風向指示器と一体のもの)を設置することとし、指示器はオレンジ色又は白色を使用したものとすること。	 上空 300m から 風向が視認でき、指 示器の高さが2m 以上のもであること。 風向灯は、ゲケン が Model WC818 A-10、EHO 型系と するか同等の性能 を有すものである こと。 	2.400
夜間照明設備・非常用	境界誘導灯	進入径路と出発径 路を同一径路としない (90 度以上とした とき) ときに設置しな ければならない (航空 緑の不動光)。	① 交差明に 3 5 5 と が 2 を 1 を 2 を 2 を 2 を 2 を 3 5 5 と 2 を 3 5 5 と 2 を 4 を 5 を 5 を 6 を 5 を 6 を 5 を 6 を 5 を 6 を 5 を 6 を 5 を 5	Security Control of the control of t
電源設備	夜間照明 点灯方式	夜間照明設備は、防 災センターからの遠 隔操作方式とするが、 屋上部分においても 操作が可能であるこ と。	待避場所付近であって、防災センターと連絡できる「インター ホン」の直近に屋上での操作盤を設置すること。	
	非常電源 装置	夜間照明設備には、 非常電源 (連続4時間 以上の継続供給が可 能な自家発電設備) を 設置すること。ただ し、共同住宅について は非常電源専用受電 設備とすることがで きる。		(S. J.
	配線	非常電源から夜間 照明までの配線は、耐 火電線とすること。		◎ ────────────────────────────────────
その他記	インター ホン	待避場所の直近に 防災センターと連絡 でき、相互呼出し可能 なインターホンを設 置すること(受話器方 式のものとする。)。	インターホンボックス内(夜間照明操作盤ボックスでも可)には、屋上直下階の平面図を配置しておくこと。	
設備等	排煙口	排煙口は、進入・転 移表面、待避場所及び 待避場所に至る避難 経路を避けた場所に 設置すること。	離着陸帯及び避難 経路から概ね10m 以上の水平距離を確 保し、設置すること。	

		基準	細目	図解
	径路	待避場所が避難階 段及び非常用エレベーターと有効に通じていること。	① 救急医療施設等の場合は、非常用上性では、まずの場合は、非常用上階に分すするトラーがをでいるがった。 変色 医療施設 できる とった 教会はないが、通行可能ない。 ② 救急にはない。 ② 救急にはない。 ② ないが、通行があるには、ない。	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
その他設	最終扉表 示 (最上階 共用部分 側付室扉 を含む)	屋上へ通ずる最終 の扉の屋内側に「ヘリ コプター緊急離着陸 場」と表示し、屋外側 に「消防隊進入口」と 表示すること。	自地に赤文字とし 大きさ字体は問わない(退避場所までの径 路が複雑な場合、又は 直下階共用部分の通 路、屋上への扉等にも サインの追加を指導 する場合がある。)。	
等	施錠方式	屋上へ通ずる最終 の扉は、火災時に防災 センターで遠隔解錠 できる解錠装置、煙感 知器等の作動にきさ 自動解錠装置等による 自動解錠と り、屋内側から屋上側 への避難を妨げなさ ること。	屋上側から屋内側 への進入は、サムター ン方式等により、屋内 の状況に関わらず手 動により解錠でき、消 防隊の屋内進入を妨 げない方式とするこ と。	エレベーター <u>雑着陸帯</u> 10000 **ヘリポート用エレベーターの場合
	維持管理	航空消防活動に支障とならないよう、常に清掃・整備等に努めること。	最低1年間に1回 以上の総点検(各塗装 部分、風向指示器の劣 化程度、夜間照明設備 の電球等の点灯検査、 がスケット類の防水措置 点検等の保守。)を実 施しなければならない。	消防隊進入口





別図-1 緊急離着陸場

別表-2(緊急救助用スペース)

		基	準	細	目	図解
	大きさ	すること。	0m 以上と	矢印を概え 表示する、 -3参照)。	る進入径路 は、下段の ねの方向に こと(別図	記載番号 離着陸帯
離 着 陸 帯 (救助用スペース表面)	標識	は、樹といるは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で	、説識がしたのでは、というでは、いんでは、いんでは、いんでは、いんでは、いんでは、いんでは、いんでは、いん	き別す ② の方の ③ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	は、左に方のと3 香等4と といお 名のか(以き一のこう)、 読の別うに意 /光ス へりょて色 リ系にの進方し向確す参 号にのと 移はと 表識「0の日字称意共 表所きーブ。 び料ーエXX及同指 ウ料にお入向「は認る照)のつと 移よと 表識「0の日字称意共 表所きーブ。 び料ーエXX及同指 ウ料にお方をR進でこ。 数いお 行別す 示のRm文本でをに施る はとるンラ ①まズロ)びじ定 レのはり向示」入きと 字てり 標図る は障」×字語当®表設こ よ明よとピ ~た仕ーと⑥仕し タ塗ょと	乗るを作 「川崎市消防局 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

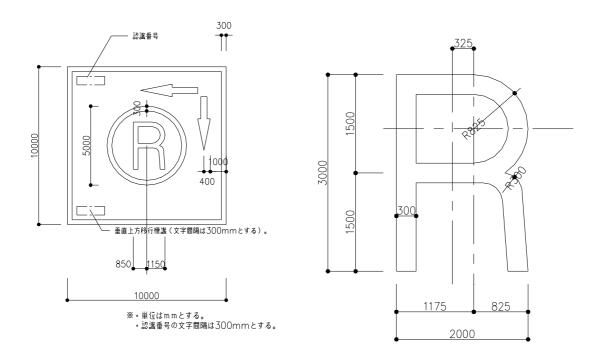
		基準	細目	図解
离性	標識	③ 離着陸帯地の色は、アクリルウレタン樹脂系塗料の緑とすること(コンクリート、アルミ等、特に塗装面素材にあった塗料の緑とする場合はこの限りでない。)。	 ① 地の色はグリーンとすること(JISB49-40T)。 ② アクリルウンタン横脂、発生についる。 いとおりとすること。 	
着	床面強度	 通常床面強度とす ること。		
陸帯(救助用スペース表面)	構造	① 方式と付外の かかり かっぱる のうが すっぱる 風 プストー は で が まい が まい が まい が まい が まい が まに 単 と が まに し 使 床 通 望 の る い 。	① 構造に対する関係をした。 では、 は、 に一材分の度とめと 表 楽 鳩 かいな強と と ま 変 場 し は か 屋 と かと ま 変 場 し な な 強 と し で 口 配 で 口 配 で 口 配	
		② 離着陸帯床面は 硅砂等を散布し、滑り止め処置すること。		
	勾配	最大横断勾配は 1.0%以下とするこ と。	原則として、1.0% 以下の水勾配をと るこが望ましい。	
	進入表面	直線の2方向とすること(ただし、進入 ること(ただし、進入 径路と出発径路が同一方向に設定できない場合は、各経路の開きを90度以上とし設けることができる。)。	周辺における他の高層消防対象物の状況(建設予定を含む。)を可能な限り考慮し方向を決定すること。	一進入表面
進入	長さ及び幅	長さは500m、幅は 離着陸帯から 500m 離れた地点で 200m とする。		
表面	勾配	1/3以下として同 表面上に物件等が突 出しないことを し、進入表面を最高5 mまで垂直上方に移 行できる。)。 (移行処置とする場 合は転移表面も同様 に移行となる。)	両側500mまで表 両側500mまで表 面上に物件等(当る) 上に一般では一個では一個では一個でででです。 を開いたででできる。)。 を関いているできる。)。 に移行できる。)。	500m -進入表面 - 海配1/3以下 - 海配1/3以下 - 500m

		基準	細目	図解
	垂直上方 移行標識	垂直上方に移行した高さを表示すること(小数点以下については、切り上げとする。)。	V (垂直)の文字 に続き、移行値を記 載する (別図-7参 照)。	\$ \text{Dod 000 \ 300 \ 350 \ \}
	転移表面	進入表面に沿って 135 m ま で の 長 さ と する。		
	長さ及び 幅	長さは 45m、幅は 離着陸帯と同じ長さ とする。		_/ 一転移表面(網かけの部分)両側2方向にとる。
転移表面	勾配	1/1 以下として同表面上に物件等が突出しないこと(ただし、転移表面を最高5mまで垂直上方に移行できる。)。	両側 45m まで表 面上に物件等(当該 屋上に設置する脱 落防止柵、避雷針、 夜間照明設備等の 物件や、他の消防対 象物も含む。)が突 出しないこと(構造	勾配 1 / 1 以下 135m 500m
Щ		(移行処置とする場合は進入表面も同様に移行となる。)	上困難な場合に限り、転移表面を最高5mまで垂直上方に移行できる。)。	
	垂直上方移行標識	垂直上方に移行した高さを表示すること。(小数点以下については、切り上げとする。)	V (垂直)の文字 に続き、移行値を記 載する。(別図-6 参 照)	
脱落	脱落防止施設	① 脱落防止施設を (建築基準法施行 令第 126 条に定め る高さ 1100mm 以 上の手摺等。 建基へ の適用を受けない ものについても、脱 落を防止する策を 講ずること。	右図のような断面構造とすること(緊急離着陸場「別表・1」の同項も参照のこと。)。	1000 1 1000 1100 1100 1100 1100 1100 1
防止施設		② 脱落防止施設は、 進入表面両側及び 転移表面両側から 突出しない位置に 設置すること(構造 上、突出する場合は 垂直上方移行とす ること。)。		1100以上 * 転移表面断面
等				3 1 00 3 3300以上 * 進入表面断面

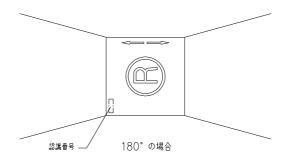
		基準	細目	図解		
佐	待避場所 とその表 宗・待避 標識	① 待避場所(面積5 0㎡を標準)を確保 し、待避場所表示に よりその他ののする と明瞭に区別・ロッチン とすること(ゼブラ ピッチは任意とす る。)。	① 待避場所は、離着を表した。 着陸ものと。 ② 特選場所に対すると。 ② 特選場所にいるのが、 のを表した。 ② 特別では、 のでは、	一 待避慄讖		
待避場所等		② 待避場所に待避 標識を掲出すること (掲出場所は水 面、壁面のいずれか 又は両方とし、耐 は劣化に十分耐 得るものとする。)。	きさは、1,250mm ×350mm を標準	待機場所(50 m²)		
夜間	飛行場灯 台等	離着陸帯付近で、進 入表面及び転移表面 上に突出しない位置 (離着陸帯上方の全 方位から視認できる 位置とする。)に簡易 式飛行場灯台(位置表 示灯)を設置すること (航空白の閃光)。	簡易式飛行場灯台(位置表示灯)はずたパ 1800型、 のM型系、FL型系等とするか、又は同等の性能を有するものであること。	系行場灯台(同光型) ②		
照明設備・非常用電源設備	着陸区域照明灯	進入表面及び転移 表面に突出しない位置で、離着陸帯(救田スペース表面)の 用スペーに照射するに照射する右 陸区域照明灯を4基設でのように4基設でのままうに4基設でののままがでである。	灯は、着陸帯中心で 10 ルクス以上の照	* 着陸区域照明灯4基とした場合 © 飛行場灯台 (着陸区域照明灯 * 着陸区域照明灯を4基とした場合		

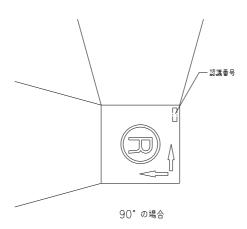
		基準	細目	図解
夜間照明設備	(境界灯)	着陸区域、原界灯色を 基にとするの場よりである。 基にとするの場よりである。 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	の場合は、離着陸 帯の境界線上に設置すること。 ② ①以外の境界 灯による場合は、 離着陸帯の境界線 上又は境界線から 1.5m 以内に設置 すること。	飛行場灯台(関光型) 境界灯(8個以上) (埋込型)
・非常用電源	夜間照明点灯方式	夜間照明設備は、队 災センターからの返 隔操作方式とするが、 屋上部分においても 操作が可能であること。	を あって、防災センターと連絡できる「イーンターホン」の直近	*境界灯8個とした場合 ◎ 飛行場灯台
設備	非常電源装置	夜間照明設備には、 非常電源(連続4時間 以上の継続供給が可能な自家発電設備)を 設置すること。たた し、共同住宅について は非常電源専用受電 設備とすることができる。		○ 境界灯
	配線	非常電源から夜間 照明までの配線は、耐 火電線とすること。	1	
	インターホン	待避場所の直近に防災センターと連絡できるインターホンを設置すること(相互呼出可能な受話器が式のものであること。)。	ボーックス内(夜間照明 操作盤ボックスで も可)には、屋上直 下階の平面図を配	
その他	排煙口	排煙口は、進入・東 移表面、待避場所及で 待避場所に至る避業 経路を避けた場所に 設置すること。	▼ 及び避難経路から★ 概ね 10m 以上の水	
設備等	径路	待避場所が避難的 段及び非常用エレクーと有効に通していること。	↓ 出物等がある場合	
	最終扉表 示 (直下階 共用部分 側付室扉 を含む)	屋上へ通ずる最終の扉の屋内側に「へ」コプター緊急救助用スペース」と表示し、屋外側に「消防隊進プロ」と表示すること。	し大きさ字体は問わない(退避場所までの径路が複雑な場合は、サインの追	ヘリコプター緊急救助用スペース 消防隊進入口

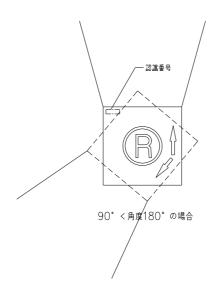
		基準	細目	図解
その他設備	施錠方式	屋上へ通ずる最終 の扉は、火災時に防災 センターで遠隔解煙 できる解錠装置、より をおり 連動解で解鍵できたり 連動解がらをに見いい のの避難をはい ようさと。	屋上側から屋内側への進入は、サムターン方式等に関り、屋内の状況に関わらず手動により解錠でき、消防隊の屋内進入をあった。	
	維持管理	航空消防活動に支 障とならないよう、常 に清掃・整備等に努め ること。	最低1年間に1 回以上の総点検(救助用スペース表面等の 塗装の劣化程度、夜間照明対備の電球・ 等の点灯検査、ガガット類の防水措を実施がよって 検等の保守)を実施に努めなければならない。	
等	障害物 <u>途</u> 色	垂直上方移行前に 各表面に突出する避雷針等(高さに比べその幅が著しく狭い、視 は細く航空機から視 認が困難なもの)は 光塗料により塗な しなければならみび 境界灯は除く。)。別図 -9参照	① 着陸帯境界線 から 20m以内の 避雷針は ること。② が望ましい。③ 部1/2以上を強能を 者しくこと 機能を 者しくこと ははこの ない。)。	上部より1/2以上を 塗装すること <u>移行後</u> <u>アンテナ</u> 等
	消火設備	事前協議に基づき 設置すること。	事前協議に基づ き設置する設備を 図面に書き込むこ と。	所轄消防署又は消防局予防課との事前協議で 屋上部分における消防用設備についての指導に 基づき設置すること。



別図-2 緊急救助用スペース

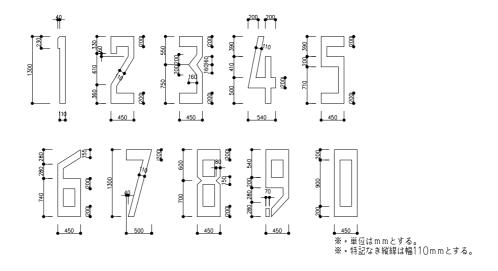




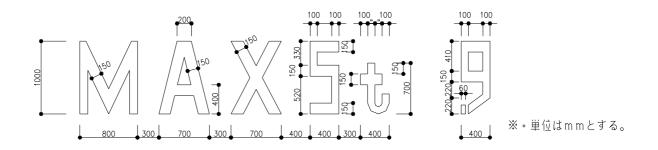


90°<角度 180°の場合 ※ 緊急離着陸場の場合も同様とする。

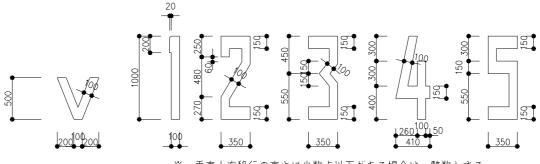
別図-3 矢印の記載方法及び認識番号位置



別図-4 認識番号

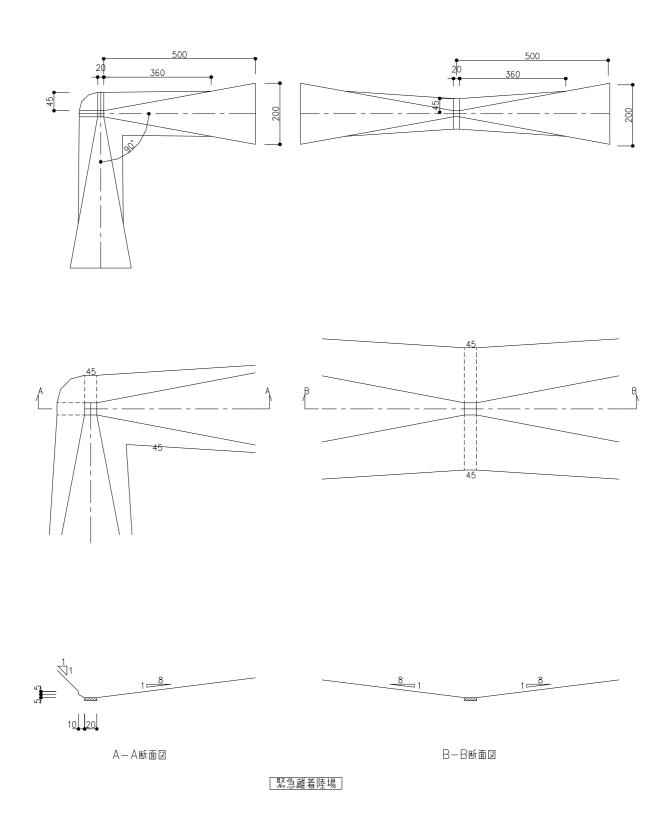


別図-5 最大荷重標識

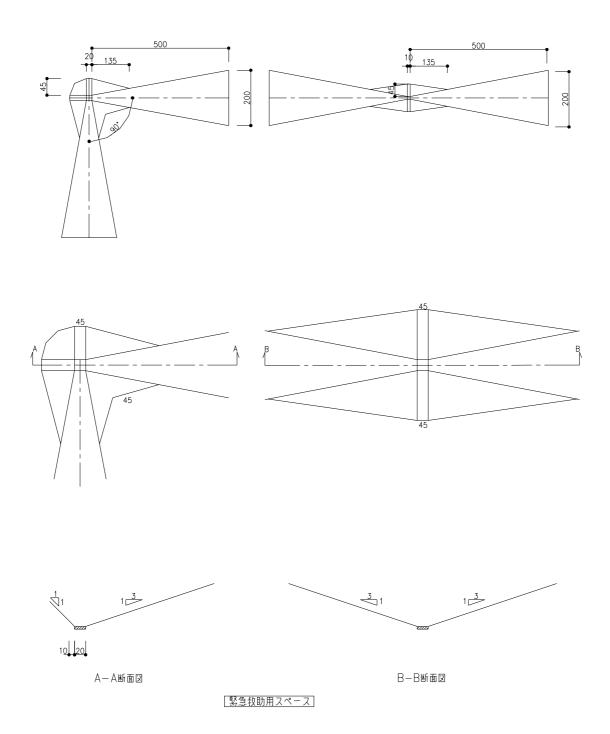


※・垂直上方移行の高さに少数点以下がある場合は、整数とする。 例=1.1mの垂直上方移行の場合は、「v2」とする。

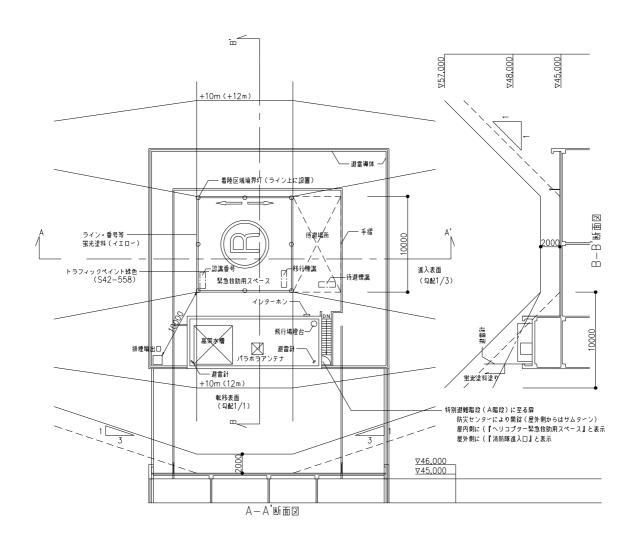
別図-6 垂直上方移行標識



別図-7 緊急離着陸場進入表面・転移表面参考図



別図-8 緊急救助用スペース進入表面・転移表面参考図



※ 照明設備等

• 着陸区域境界灯

型 式: Downing

点灯方式:防災センターにて点灯する。

• 飛行場燈台

点灯方式:防災センターにて点灯する。

• 非常電源

4 時間供給可能

各照明設備までの配線はすべて耐火電線とする。

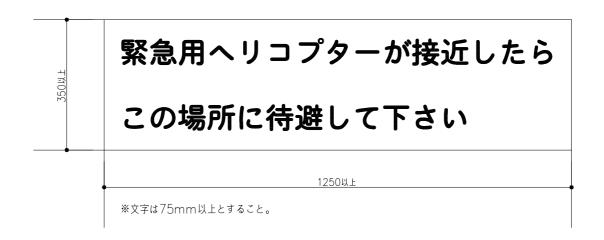
- ※ 進入表面・転移表面が手摺、塔屋等に係るため(破錠)、 ただし書きにより2m垂直上方に移行する。
- ※ 進入表面・転移表面部分の()内の数字は、離着陸帯 からの高さを表す。

別図-9 進入表面,転移表面の平面・断面図(例)

	工程	使 用 塗 料 等			
1	プライマー	エポキシ樹脂系プライマーを塗布する(※1)。			
2	下塗り	アクリルウレタン樹脂系塗料を塗装する。			
3	中 塗 り + 硅 砂	中塗り後、直ちにケイ砂を散布する。			
4	上 塗 り	アクリルウレタン樹脂系塗料を塗装する。			
E	じ 、 ブ 坳 左	上塗り塗装後、直ちにライン、認識番号等(黄色の部分)については			
5	ビーズ散布	ガラスビーズ(光反射)を散布すること。			

※ 1 エポキシ樹脂系プライマーは、離着陸帯の材質(コンクリート、アルミ等)に合った専用のプライマーを 使用すること。

別図-10 アクリルウレタン樹脂系塗料の塗装工程



別図-11 待避標識

別表-3 必要図書

(1) 「緊急離着陸場等計画届出書」に必要な図書。

次の表に掲げる必要図書は、日本産業規格A列4番又はA列3番とすること。

			概要		記載事項等詳細
1	緊急離着陸場等計画届出書		届出者氏名等、建築物 の名称・所在地、設計者、 施工者、建築物の概要、 緊急離着陸場等の概要等 を記載した計画届出書 (第1号様式)	・届出書	〈1部、副本×2部を提出すること。 おに記載する事項に変更が生じた場合は遅滞なく新 会記載した届出書のみ×3部を再提出すること。
2	案 内 図		必ず最寄りの駅を含め た当該建築物の場所を地 図上で示すもの。地図内、 特に周辺における緊急離 着陸場等の設置状況など も落とし込んだもの。	縮 尺 周辺での 設置状況	縮尺が 1/5,000 程度であること。 周辺における他の緊急離着陸場等の設置状況 (計画中、建築中を含む。) が記載されていること。
3	配長	置図	敷地内の建物配置等	縮尺	縮尺が 1/400 程度であること。
4	進入表面・転移表面の水平投影器	① 全 体 図	当該建築物を中心とした市街地図に、仮想の表面及び転移表面の全体を落とし込んだもの。 進入ま面及び転移表位を通る中心説がである。 進入中心説がである。 進入中心説がである。 進入中心説がである。 当該建築物の緊急離子のでいる。 当該での投いまする。 を書きないでは、大変での投いである。 を記載すること。 では、大変でのでは、大変である。 を記載での投いである。 を記載での投いである。 を記載でいる。 を記述し、表面にある。 を記載でいる。 を記述した。 を記述述述した。 を記述した。	縮 尺 表面 表面 事務を表面 事務を表面 事務を表面 まままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま まままま まま	縮尺が 1/4,000 程度であること。 ① 進入表面及びその寸法(長さ 500m・最終点での幅 200m)が記載されていること。 ② ①の始点は離着陸帯(緊急救助スペース)の縁からとなっていること。 ③ 進入表面両側に磁方位が記載されていること。 ① 転移表面及びその寸法(H:長さ 45m・幅20m以上、R:長さ 45m・幅10m以上)が記載されていること。 ② ①の始点は離着陸帯(緊急救助スペース)の縁からとなっていること。 ② ①の始点は離着陸帯(緊急救助スペース)の縁からとなっていること。 当該建築物の緊急離着陸場面の高さ(設計 G.L及び東京湾平均海抜面上より)、直近及び進入表面と転移表面の投影図下にある高層建築物の高さが記載されていること。
	図(平面図)	② 屋上部分	屋上部分を中心とした 屋根伏図に進入表面及び 転移表面(縮尺上、進入 表面の全体は入らないも のとする。)を落とし込ん だもの。 屋上部分における離着 陸帯(救助用スペース) と障害物(屋上搭屋、避 雷針、手摺等)の位置関 係や高さ等を記載するこ と。	縮 尺 進入表面 転移表面	縮尺が 1/200 程度であること。 ① 進入表面及びその寸法(長さ 500m・最終点での幅 200m)が記載されていること。 ② ①の始点は離着陸帯(緊急救助スペース)の縁からとなっていること。 ① 転移表面及びその寸法(H:長さ 45m・幅20m以上、R:長さ 45m・幅10m以上)が記載されていること。 ② ①の始点は離着陸帯(緊急救助スペース)の縁からとなっていること。

			概要	記載事項等詳細		
4	進入表面・転移表面② 屋 上 部 分			維持管理障害物	① 離着陸帯又は救助用スペースの寸法(H:20m×20m以上、R:10m×10m以上)が記載されていること。 ② 面積の10%を限度にグレーチングとした場所が記載され、他の部分と強度が同等の旨記載されていること。 維持管理方法が記載されていること。 屋上部分における離着陸帯(救助用スペース)	
	Щ			声 日 1 00	と障害物(屋上搭屋、避雷針、手摺等)の位置関係や高さ等を記載すること。	
5	各階平	西図	建築確認申請に添付し た各階平面図とする。	縮 尺	任意とする(構造が概ね同じ階層のものは省略できる。)。	
			屋上部分を中心とした 断面図に進入表面及び転	縮尺	縮尺が 1/200 程度であること。	
			移表面(縮尺上、進入表面の全体及び当該消防対象物の低層階部分は入らなくても差し支えないものとする。)の断面ラインを落とし込んだもの。	進入表面	① 進入表面及びその勾配が記載されていること。 ② 緊急離着陸場は、1/8の勾配で屋上部分に突出する物件がないこと。 ③ 緊急救助用スペースは、1/3の勾配で屋上部分に突出する物件がないこと。	
6	進入表記 移表面 図		縦横2面以上とする (4②の屋上図に併記す ることもできる。)。 最高高さ及び、離着陸 帯(救助用スペース)高 さが設計G.Lと東京湾平 均海面(T.P)の両方で 記載されていること。	転移表面	 ① 転移表面及びその勾配が記載されていること。 ② 緊急離着陸場は、離着陸帯から 10m までは 1/2 の勾配、それ以降 35m が 1/1 の勾配であり、突出する物件がないこと。 ③ 緊急救助用スペースは、1/1 の勾配で屋上部分で突出する物件がないこと。 	
				障害物	屋上部分における離着陸帯(救助用スペース) と障害物(屋上搭屋、避雷針、手摺等)の位置関 係や高さ等を記載すること。	
	垂直上 した場合 助用スペ のみ)	合(救		進入・転 移表面と 障害物	① 垂直上方移行前(破線による。)及び移行後 (実線による)の進入表面・転移表面が上方移 行置と共に記載されていること。 ② 当該移行に至る障害物と各表面との関係(突 出置、移行後の距離等)が詳細に記載されてい ること。	
			4 方位方向の側面図と する。進入表面及び転位 表面を落とし込むこと (移行処置前後共に線種	縮 尺	任意とする(消防対象物全体が入る縮尺と する。)。	
7	側百	面図	を変えて記載されていること。)。	障害物	屋上部分における障害物 (避雷針、アンテナ等を含む) が記載されていること。	

		概要		記載事項等詳細
		屋上部分を中心とした		縮尺が 1/200 程度であること。
		屋根伏図に夜間照明設備 消火設備(離着陸帯にお けるその有効範囲を破線 で表示すること。)、排煙	消火設備	消防用設備等 (連結送水管及び泡又は粉末、強 化液消火器 8 リットル等) が記載されているこ と。
		ロ、インターホン等を落 とし込んだもの。 (4②の屋上図に併記	インター ホン	防災センターと通話可能なインターホンの位 置が記載されていること。(退避場所直近)
		することもできる。)	排煙口	離着陸帯及び避難経路からの距離(10m以上) が記載されていること。
8	消防用設備・ 夜間照明設備		燃料流出 防止装置	燃料流出防止施設及びその容量(1,000 リット ル以上)が記載されていること。
	等の配置図		退避場所退避標識	退避場所とその面積、退避標識及び退避場所表示 (ゼブラ塗装表示) されることが記載されていること。
			夜間照明	① 夜間照明設備が記載されていること。
			設 備	② 操作盤及び点灯方式(防災センター遠隔操作)が記載されていること。
				③ 非常電源とその能力 (4時間供給可等) が記載されていること。
				④ 非常電源までの配線種別(耐火電線)が記載されていること。
		屋上部分を中心とした 平面図に着陸帯等のライン、認識番号、最大荷重、 進入方向矢印、救助用スペース垂直上方移行標 識、施設名称表示(任意)、 境界灯・着陸区域照明灯 等の位置、寸法、塗料の 種別等を落とし込んだも の。	縮尺	縮尺が 1/100 程度であること。
			標識等	① 各種標識等(施設名称表示を附す場合はその表示) が記載されていること。
	着陸帯の詳細図			② ①の寸法が記載されていること。
				③ ①の色等(塗装種別、滑り止め、反射ガラスビーズの入等)が記載されていること。
9			離着陸帯	① 離着陸帯(救助用スペース)の表面の色等(塗装種別、滑り止め、反射ガラスビーズの入等)が記載されていること。
				② 離着陸帯 (救助用スペース) の構造 (コンクリート等)、一部グレーチングとした場合の面積が許容置内であることが記載されていること。
			夜間照明 設 備	各照明灯の位置、及び型式等が記載されている こと。
		屋上部分を中心とした	縮尺	縮尺が 1/500 程度であること。
10	避難階段に至 るまでの平面 図	平面図に最終扉(避難階段)から、避難経路、退避場所までの径路(非難動線)を落とし込んだもの。	最終扉表 示	「消防隊進入口」「ヘリコプター緊急離着陸場」 又は「ヘリコプター緊急救助用スペース」が設置 されている旨が記載されていること。

		概要	記載事項等詳細		
	(退避場所までの径路が 複雑な場合は、サインの 追加を指導する場合があ る。)		径 路	① 避難者が屋上階に至ってからの径路(非難動線)が記載されていること。② 救急医療施設等の場合は、離着陸帯から非常用エレベーターまでのストレッチャーの動線が線種を変えて記載されていること。	
			施錠方式	施錠方式が扉両面(火報連動、防災センター遠隔又はサムターン {屋内の状況を問わず手動による開錠が可}等)に記載されていること。	
11	構造計算書	離着陸帯が短期衝撃荷 重に耐えられることを確 認した計算書(1級建築 士が計算したもの)	強度	短期衝撃荷重 (川崎市消防局所有機を含む標準 的消防・防災及びドクターヘリの運航最大機体重 量を 5 t {5×2.25=11.25t} とする。) に耐えら れることが記載されていること。	
		(緊急救助用スペースの 場合は必要なし。)	計算者	構造計算書の1枚目に、計算を行なった1級建 築士の氏名、連絡先等が記載されていること。	

(2) 「緊急離着陸場等計画届出書」(必要図書)の届出後における必要図書の差し替えについて 設置計画届出書の提出後に、図面の修正、設計変更等を行なった場合の手続きは次の要領で実施する。

		概要	記載事項等詳細		
1	必要図書差し替 え記録票	差し替え希望図書 に添えて提出する。 消防対象物の名 称・所在地、差し替え 図面名、理由、変更箇 所の概要、連絡先等が 記載されていること (第2号様式)。	提出部数	「必要図書差し替え記録票」 3 部、及び差し替え図面 3 部(正×1、副×2)を消防局予防課又は航空隊担当あて提出すること。	

(3) 「緊急離着陸場等廃止届書」について 消防対象物の取り壊し、建て替え等に伴い、緊急離着陸場等を廃止又は、長期間使用出来なくなる場合 の手続きは次の要領で実施する。

		概要	記載事項等詳細		
1	緊急離着陸場等 廃止届出書	廃止の理由等を記載し提出する。 消防対象物の名称・所在地、認識番号、 理由、連絡先等が記載されていること(第3号様式)。	提出部数	「緊急離着陸場等廃止届出書」 2 部を消防局 予防課あて提出すること。	

第1号様式

緊急離着陸場等計画届出書

年 月 日

(あて先) 川崎市消防局長

届出者 住所 (施主) 氏名

建築物の名称								
所 在 地								
設 計 者 名称・所在地	TEL 担当							
現場事務所	TEL 担当							
施 工 者 名称・所在地						TEL 担当		
	用途							
建 築 物 の構造・規模等	面積	建築ī	面積		m² ¾	近べ面積		m²
	階数	地下	/地	上	最高の高さ	(軒高)	m (m)
設 置 種 別		1 緊急	離着陸	場	2	緊急救助	用スペース	_
認識番号						経過欄]	
受	付 机	Į						
航空隊完成検査 *届出図面に相違ない設備及び機			備及び機能	€を有している	ことを確認す	ること。		
実 施 結 果 (正本には検査					(階級)			
立会い者氏名) 年 月			日	氏名				
本名称・住居表	示							
防災センター直通Ta	L				*	完成検査時に	記載してもらう	こと。

備考 太枠内は記入しないでください。

項目	記 入 事 項
着工予定年月日	年 月 日
完成検査予定年月	年月頃
竣工予定年月日	年 月 日
屋上階面積	m²
緊急離着陸場等の 方 式	1 プラットホーム方式 2 通常床式 m× m m× m
屋 上 突 出 物 (進入表面、転移表面 上に突出する物件)	避雷針、アンテナ類、柵等を具体的に記入してください (*緊急離着陸場の場合は認められない。)。 それらによる垂直移行処置 有 m
緊急離着陸場等の 表面までの高さ	設計 G.L からm建物最高部分の高さ東京湾平均海面上(T.P)からmm
屋上からの直通階 段	箇所 (避難場所からに限る。)
緊急離着陸場等ま での距離	階段から m 階段から m
設置する消防用設 備等(屋上部分)	1 消火器 2 連結送水管 3 非常電話 4 その他 ()
所轄消防署又は消 防局予防課との事 前協議(屋上部分)	1 無 2 有(特に屋上部分における協議決定事項等) 決定事項
その他特記事項等	*取り壊し、建て替え等の場合は、「緊急離着陸場等廃止届出書」 により届け出ます。

^{*}別表-3に定める必要図書を添付し3部提出してください。

必要図書差し替え記録票

年 月 日

(あて先) 川崎市消防局長

次の届出済み「緊急離着陸場等計画届出書」について、必要図書の差し替えをしたいので、関係図書を提出します。

* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	1	
建築物の名称		
所 在 地		
差し替え図面名	(1)	(2)
	(3)	(4)
	(5)	(6)
	(7)	(8)
差し替え理由		
変更箇所の概要		
連絡先等	差し替え責任者	TEL 氏名

^{*}差し替え希望図書は、消防局予防課担当係あて3部提出してください。

緊急離着陸場等廃止届出書

年 月 日

(あて先) 川崎市消防局長

届出者 住所 氏名

次の緊急離着陸場等について、廃止したいので届け出ます。

建築物の名称		
所 在 地		
認識番号		
廃止の理由	*建て替えにより同様建築物を建築予定であって緊急離着陸場等を設置予定の 場合はその旨記載してください。	
連絡先等	TEL 担当者 氏名	

^{*}消防局予防課担当係あて2部提出してください。